

# 和歌山市農業振興地域整備計画書策定業務

## 仕様書

和歌山市 農林水産部 農林水産課

# 和歌山市農業振興地域整備計画書策定業務

## 仕 様 書

### 第 1 章 総 則

#### (適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、和歌山市（以下、「発注者」という。）が和歌山農業振興地域整備計画を総合的に見直すにあたり、受託者に委託する農業振興地域整備計画書策定業務（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

#### (目 的)

第 2 条 本業務は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて和歌山農業振興地域整備計画を総合的に見直すことで、和歌山市農業の健全な発展を目指し、農地の効率的な利用を図るとともに、農業振興のための各種施策を計画的に、農用地利用計画を中心とする土地利用全体の見直しを行い、基礎資料を含む和歌山農業振興地域整備計画書を作成することを目的とする。

#### (準拠する関係法令等)

第 3 条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令などに基づいて実施するものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 法律第 58 号）
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年 政令 254 号）
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律施行令規則（昭和 44 年 農令 45 号）
- (4) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (5) 農業振興地域制度事務必携
- (6) 和歌山県農業振興地域整備基本方針
- (7) 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）
- (8) 和歌山市財務規則及び諸規則
- (9) 個人情報保護法
- (10) その他、関係法令等

#### (疑 義)

第 4 条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

#### (提出書類)

第 5 条 本業務の着手に当たり、受注者は以下の資料を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 実施計画書

- (3) 工程表
- (4) 第6条の認証及び資格の証明書類
- (5) 技術者届（第7条の資格の証明書類を含む）
- (6) その他発注者の指示によるもの

（認証および資格）

第6条 受注者は、以下の項目について全て適合しているものであること。かつ証明できる書類（写し等）を発注者へ提出するものとする。

- (1) 受注者は、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 の認証を取得している法人であること。
- (2) 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001 の認証を取得している法人であること。
- (3) 受注者は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム」に適合し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であること。
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関と同種業務を契約・履行した実績を有するもの。

（配置技術者）

第7条 受注者は、本業務を遂行するための十分な能力及び経験を持つ下記の条件の技術者を配置することとする。

- (1) 管理技術者は技術士（建設部門－都市及び地方計画）の有資格者であること。
- (2) 照査技術者に従事する者は、空間情報データを取扱い、品質評価の適切な管理運用を掌る「空間情報総括監理技術者」の有資格者であること。

（成果品の検査・納品）

第8条 本業務の成果品については、業務完了後に主任技術者立会いの上、発注者の検査・承認を受け納品するものとし、発注者から適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査・承認を受け納品するものとする。

（成果品の不適合）

第9条 本業務の成果品について、納品後不適合箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（成果品の帰属等）

第10条 本業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とし、受注者が成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

（守秘義務）

第11条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容及び個人情報について、第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し又は解除された後も同様とする。また、次の事項を遵守すること。

- (1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出し禁止
  - ・ 作業を行う部屋は固定し、施錠できること。



- (5) 整備計画書（案）附図作成 1 式
- (6) 打合せ協議 1 業務

(貸与資料)

第 1 5 条 発注者の貸与資料は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山市総合計画
- (2) 和歌山農業振興地域整備計画書
- (3) 土地課税台帳データ（令和 8 年 1 月 1 日時点）
- (4) 現況農用地の地番一覧データ（令和 8 年 1 月 1 日時点）
- (5) 地番図データ（令和 8 年 1 月 1 日時点）
- (6) 和歌山市都市計画用途図及び白図（1/2,500・1/10,000DM データ含む）
- (7) その他発注者が必要と認める資料

### 第 3 章 作業内容

(計画準備)

第 1 6 条 本作業は、本業務を実施するにあたり、より効率的に作業できる作業工程、使用する要員、日程等について適切な作業全体の計画を立案するものとする。なお、本業務は和歌山市が策定する整備計画書の作成と並行して実施するため、和歌山市と密に連絡を取ることのできる体制を構築することとする。

なお、発注者が現時点で想定する本業務のスケジュールは以下のとおりとする。

項 目		令和 8 年度												
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画準備														
農用地等調査	農用地データの照合 （不突合調査）													
	現況農用地区域図作成													
基礎資料更新	基礎資料報告書の 附図更新													
整備計画書更新	整備計画書の附図更新													
	除外箇所図および 県協議資料作成													
	計画附図 （土地利用計画図）作成													
成果品取りまとめ														
打合せ協議・納品			◇		◇									◇

(基礎調査)

第 1 7 条 本作業は、以下の項目について作業を行うものとする。

- (1) 不突合調査・土地課税台帳との照合  
現況農用地の地番一覧データ（令和 8 年 1 月 1 日時点）と土地課税台帳（令

和8年1月1日時点)の照合を行うものとする。照合の結果、不突合については不一致リスト(Excel形式)として整理し、発注者へ提出するものとする。なお、不一致の解明については、発注者にて解決することを基本とし、詳細については協議により決定するものとする。

(2) 現況農用地区域図作成

不突合調査の結果、不一致解明分、発注者より貸与する現況農用地の地番一覧(令和8年1月1日時点)に基づいて、地番図データ(令和8年1月1日時点)に現況農用地区域図を作成するものとする。また、汎用的なデータ(Shape形式)も併せて作成するものとする。不突合の地番に関しては、不一致リスト(Excel形式)として整理し、発注者へ提出するものとする。なお、不一致の解明については、発注者にて解決することを基本とし、詳細については協議により決定するものとする。

(基礎資料(案) 附図作成)

第18条 本作業は、前条までに作成した資料を基に、基礎資料(案)の附図を作成するものとする。計画事業等が少ない場合は、重複して表示する作成方法等検討した上で協議により決定するものとする。

(土地利用計画作成)

第19条 本作業は、以下の項目について作業を行うものとする。なお、和歌山市が作成する農業振興地域整備計画基礎資料調査結果報告書、農業振興地域整備計画基本方針に基づいて作業するものとする。なお、編入等の方針が策定された場合に、編入に係るデータの構築や精緻化を図るものとする。

(1) 土地利用新旧対照図・調書作成

農業振興地域整備計画における土地利用の変更などの資料として、利用新旧対照図及び調書を作成するものとする。なお、様式等については、協議により決定するものとする。

(2) 土地利用計画図・一筆調書作成

農用地区域変更に伴い土地利用計画図を作成するとともに、対応する一筆調書(一覧表)を作成するものとする。なお、土地利用計画図は、地番図データに展開した筆を利用し地形図データに展開するとともに、農用地の編入・除外等による農用地面積の集計を行い、農用地面積の変動についての変更理由と併せて取りまとめを行うものとする。

(整備計画書(案) 附図作成)

第20条 本作業は、前条までに作成した資料を基に、整備計画書(案)の附図を作成するものとする。計画事業等が少ない場合は、重複して表示する作成方法等検討した上で協議により決定するものとする。

(システムセットアップ)

第21条 前条までに作成した全GISデータを、現在運用中の営農支援地図システムにセットアップするものとする。当該システムが正常に動作しない場合においては、受注者とその責任を負うものとし、必要に応じてシステム提供事業者と協議・対応を行うこと。これらに要

する作業費用、調整費用、改修費用等、一切の費用については、受注者の負担とする。

(打合せ協議)

第 2 2 条 打合せ協議は、本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行し、各作業の工程ごと及び発注者が必要とする場合に、打合せを行うものとする。なお、打合せ終了後に受注者は「打合せ協議簿」等を作成し、発注者の承認を得た上で提出し、双方各 1 部保有するものとする。

## 第 4 章 成 果 品

(成果品)

第 2 3 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 基礎資料付図 (1/20,000)

① 不一致リスト (Excel 形式)	1 式
② 農業生産基盤整備状況図 (附図 1 号)	5 部
③ 農用地等保全整備状況図 (附図 2 号)	5 部
④ 農業近代化施設整備状況図 (附図 3 号)	5 部
⑤ 農業就業者育成・確保施設整備状況図 (附図 4 号)	5 部
⑥ 農村生活環境整備状況図 (附図 5 号)	5 部

(2) 整備計画書付図 (1/20,000)

① 土地利用計画図 (附図 1 号)	1 0 部
② 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)	1 0 部
③ 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)	1 0 部
④ 農業近代化施設整備計画図 (附図 4 号)	1 0 部
⑤ 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (附図 5 号)	1 0 部
⑥ 生活環境施設整備計画図 (附図 6 号)	1 0 部
⑦ 農振農用地整理資料	1 式

(3) G I S データ (営農支援地図システムにセットアップ)

① 農用地区域図 G I S データ (Shape 形式)	1 式
② 農用地地番図 G I S データ (Shape 形式)	1 式
③ 農振整備区域図 G I S データ (Shape 形式)	1 式

(4) その他業務遂行上整理・作成した資料 1 式

(納入場所)

第 2 4 条 本業務の成果品は、和歌山市農林水産課に納入するものとする。

(履行期限)

第 2 5 条 本業務の履行期限は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

## 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市農業振興地域整備計画書策定業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市農業振興地域整備計画書策定業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分

に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、処理すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当

該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。  
（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。